

## 資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [労働組合](#) | [組織運営と法律](#) | [組合活動権 \(1\)](#)
[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[組織活動](#)[組織運営と法律](#)[労働安全衛生](#)[経営対策活動](#)[教育・宣伝活動](#)[労働時間をめぐる諸問題](#)[教育活動](#)[選挙活動](#)[組合組織（公務員）](#)[教育カリキュラム](#)[▶ キーワード検索はこちら](#)

### 組合活動権 (1)

労働組合は、争議に至らない場合でも、自らの要求を実現するために、様々な活動を行うことができる。これらの活動に対しても、民事、刑事免責、不利益取扱いの禁止などの原則が働く。

#### 1、機関誌（組合ニュース）の作成・配布

組合の規模が大きくなればなるほど、日常的な組合員間の意思疎通が疎くなりがちだ。

そこで、組合の運営状況や使用者との間で懸案となっている問題などを組合員に伝達することが大切になる。

そのために、機関誌などを作成配布することになる。

また、機関誌などを職場内で配布することについては、「施設管理権」との兼ね合いが問題となる。

就業時間内の配布も、労働者の労働義務との関係が問題となる。

##### 「施設管理権」の問題

日本の労働組合の大半は、企業ごとに組織されているので、職場での組合活動は極めて重要である。

もし、職場内で組合活動を行うことを禁止されると、機関誌も社外で配布しなければならないし、組合の会議もわざわざ社外の施設を利用しなければならない。

それでは、組合活動は停滞してしまう。

裁判例・学説では、二通りの考え方が示されている。

おおむね「受忍義務論」という考え方が主流であり、その考え方は、「団結権ないし組合活動権に基づき、企業施設を一定の範囲で利用することができ、使用者はこの利用を受忍する義務がある」というものだ。

この考え方によれば、職場内で、かつまた、就業時間中に一定の組合活動が許容されることになる。

「国産自動車交通事故」最三小判平6.6.7

「住友化学工業事件」（最二小判昭54.12.14）

「倉田学園事件」（最三小判昭58.11.1）

「明治乳業事件」（最三小判昭58.11.1）

「函館交通事件」（最三小判昭61.11.18）

もうひとつの考え方は、「施設管理権万能論」や「包括的な職務専念義務論」である。

これは、会社施設は、会社の所有ないし管理下にあるものだから、それを労働者や労働組合に利用させるかどうかについては、会社が自由に決定できるというものである。

このような考え方によれば、職場内での組合活動は大幅に制限される。

「国鉄札幌電車区事件」最三小判昭54.10.30

[\(つづく\)](#)

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

### Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

[>>一覧へ戻る](#)

